

# 法人県民税・法人事業税等の税率について

(H31.4 鳥取県)

## 法人県民税

### ■均等割の税率

法人の区分	税 率	
	平成 20 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までに開始する事業年度	
資本金等の額が 50 億円を超える法人	840,000	
資本金等の額が 10 億円を超え 50 億円以下の法人	567,000	
資本金等の額が 1 億円を超え 10 億円以下の法人	136,500	
資本金等の額が 1,000 万円を超え 1 億円以下の法人	52,500	
資本金等の額が 1,000 万円以下の法人、公益法人等	21,000	

### ■法人税割の税率

法人の区分	税 率		
	平成 26 年 9 月 30 日以前に開始する事業年度	平成 26 年 10 月 1 日から令和元年 9 月 30 日までに開始する事業年度	令和元年 10 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までに開始する事業年度
次のいずれかに該当する法人 ・ 資本金の額または出資金の額が 1 億円を超える法人 ・ 課税標準となる法人税額が年 1,000 万円を超える法人 ・ 保険業法に規定する相互会社	5. 8%	4. 0%	1. 8%
上記以外の法人	5. 0%	3. 2%	1. 0%

## 法人事業税

法人等の区分	所得等の区分	税 率			
		平成 26 年 10 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までに開始する事業年度	平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までに開始する事業年度	平成 28 年 4 月 1 日から令和元年 9 月 30 日までに開始する事業年度	令和元年 10 月 1 日以後に開始する事業年度
普通法人 (資本金 1 億円超) 【外形標準課税】	所得のうち年 400 万円以下の金額	2. 2%	1. 6%	0. 3%	0. 4%
	所得のうち年 400 万円を超え 800 万円以下の金額	3. 2%	2. 3%	0. 5%	0. 7%
	所得のうち年 800 万円を超える金額	4. 3%	3. 1%	0. 7%	1. 0%
	3 以上の都道府県に事務所・事業所がある法人の所得				
	付加価値額	0. 48%	0. 72%	1. 2%	
資本金等の額	0. 2%	0. 3%	0. 5%		
普通法人 (資本金 1 億円以下) (一般の法人、法人でない社団又は財団)	所得のうち年 400 万円以下の金額	3. 4%			3. 5%
	所得のうち年 400 万円を超え 800 万円以下の金額	5. 1%			5. 3%
	所得のうち年 800 万円を超える金額 資本金の額又は出資金の額が 1,000 万円以上で 3 以上の都道府県に事務所・事業所がある法人の所得	6. 7%			7. 0%
特別法人 (協同組合、信用金庫、医療法人など)	所得のうち年 400 万円以下の金額	3. 4%			3. 5%
	所得のうち年 400 万円を超える金額 資本金の額又は出資金の額が 1,000 万円以上で 3 以上の都道府県に事務所・事業所がある法人の所得	4. 6%			4. 9%
電気・ガス供給業 保険業	収入金額	0. 9%			1. 0%

※外形標準課税の拡大により負担増となる法人については、一定の要件の下、配慮措置が講じられます。詳しくは裏面を御覧ください。

## 地方法人特別税

課税標準	税 率			
	平成 26 年 10 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までに開始する事業年度	平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までに開始する事業年度	平成 28 年 4 月 1 日から令和元年 9 月 30 日までに開始する事業年度	令和元年 10 月 1 日以後に開始する事業年度
外形標準課税法人（資本金 1 億円超の普通法人）の法人事業税所得割額	67. 4%	93. 5%	414. 2%	廃止
外形標準課税法人以外の法人の法人事業税所得割額	43. 2%			
収入金課税法人の法人事業税収入割額				

※平成 20 年 10 月 1 日から令和元年 9 月 30 日までに開始する事業年度について地方法人特別税が課税されます。

## 特別法人事業税

課税標準	税 率	
	令和元年 10 月 1 日以後に開始する事業年度	
外形標準課税法人（資本金 1 億円超の普通法人）の法人事業税所得割額	260. 0%	
外形標準課税法人以外の普通法人の法人事業税所得割額	37. 0%	
外形標準課税法人以外の特別法人の法人事業税所得割額	34. 5%	
収入金課税法人の法人事業税収入割額	30. 0%	

※令和元年 10 月 1 日以後に開始する事業年度から特別法人事業税が課税されます。

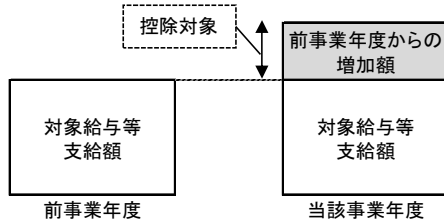
## ●外形標準課税の拡大に伴う主な措置について

### (1) 付加価値割における所得拡大促進税制 (※経過措置)

- ◆ 平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間に開始する事業年度について、賃上げを促進する観点から、法人税の所得拡大促進税制における「控除対象給与等支給増加額」を付加価値割の課税標準から控除します。(※雇用安定控除との調整あり)

- 【要件】
- (1) 基準年度（基本的に平成24年度）と比較して、給与等総支給額が以下のとおり増加  
 平成27年度：3%以上  
 平成28年度：4%以上  
 平成29年度：5%以上
  - (2) 給与等総支給額が前年度以上であること
  - (3) 平均給与等支給額が前年度を2%以上上回ること(※平成29年4月1日以降に開始する事業年度から適用)

- ◆ 平成30年4月1日から令和3年3月31日までの間に開始する事業年度について、賃上げ及び投資を促進する観点から、所得拡大促進税制を改組し、「給与等支給増加額」を付加価値割の課税標準から控除します。(※雇用安定控除との調整あり)



- 【要件】
- (1) 給与等支給総額が前年度以上であること
  - (2) 平均給与等支給額が前年度を3%以上上回ること
  - (3) 国内設備投資額が減価償却費の総額の90%以上であること

### (2) 外形標準課税法人の負担変動に対する配慮措置 (※経過措置)

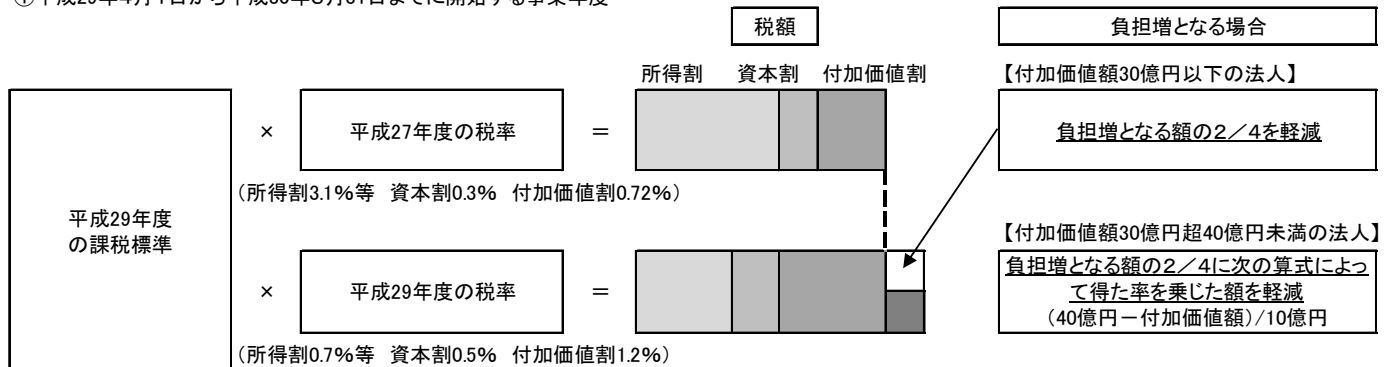
- ◆ 外形標準課税の拡大により**負担増となる法人(欠損法人、事業規模に比して所得が小さい法人)のうち、事業規模が一定以下の法人**について、これを軽減する経過措置が設けられています。

付加価値額 30 億円以下の法人 → 負担増となる額の  $\begin{bmatrix} \text{H27} & 1/2 \\ \text{H28} & 3/4 \\ \text{H29} & 2/4 \\ \text{H30} & 1/4 \end{bmatrix}$  を軽減

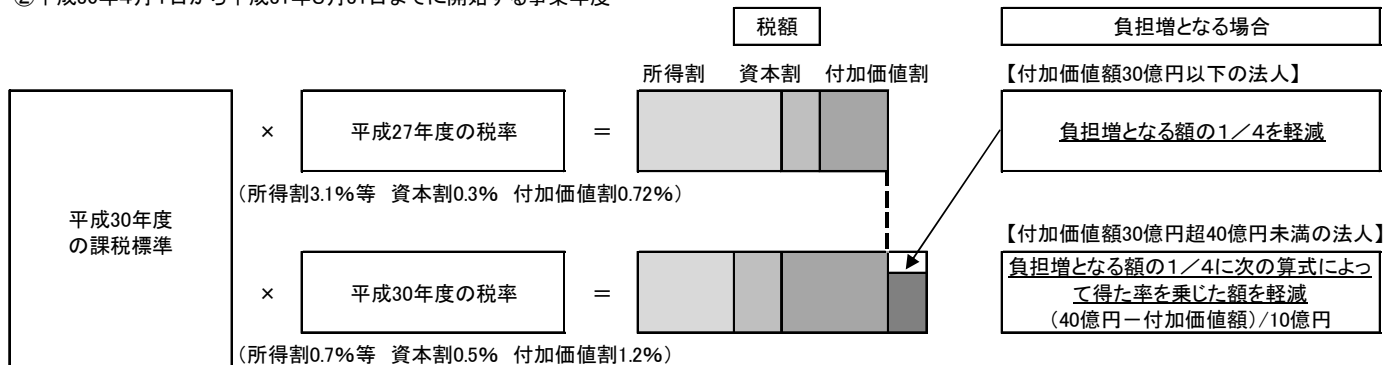
付加価値額 30 億円超 40 億円未満の法人 → 負担増となる額に各年度の軽減率を乗じた額に、付加価値額に応じて1から0までの間の率を乗じた額を軽減

#### 【措置のイメージ】

①平成29年4月1日から平成30年3月31日までに開始する事業年度



②平成30年4月1日から平成31年3月31日までに開始する事業年度



### お問い合わせ先

名称	所在地	電話番号	ファクシミリ番号	管轄区域(※)
東部県税事務所 課税課 事業税担当	〒680-0061 鳥取市立川町6丁目176	0857-20-3515	0857-20-3519	鳥取市・岩美郡・八頭郡
中部県税事務所 課税課 事業税担当	〒682-0802 倉吉市東巖城町2	0858-23-3109	0858-23-3118	倉吉市・東伯郡
西部県税事務所 課税課 事業税担当	〒683-0054 米子市糀町1丁目160	0859-31-9622	0859-31-9613	米子市・境港市・西伯郡・日野郡
県庁 税務課 課税担当	〒680-8570 鳥取市東町1丁目220	0857-26-7054	0857-26-7087	

※鳥取県内に本店が所在する外形標準課税対象法人及び収入金課税法人は、上記にかかわらず東部県税事務所が所管します。